

# 熊本県保険医協会 F A X 情報（その6）

2020年12月24日発行：（一社）熊本県保険医協会

## 令和2年7月豪雨による被災者の医療・介護の 一部負担金・利用料の**免除延長**について

令和2年7月豪雨による被災者の医療・介護の**一部負担金・利用料の免除措置が、下記のとおり延長されました**のでお知らせいたします。「市町村国保・後期高齢者医療・介護保険」と「協会けんぽ」では**延長期間が異なります**のでご注意ください。

なお、令和2年7月豪雨に係る被災により被保険者証を提示できなかった者についても、令和3年1月1日以降は、原則、被保険者証等の提示が必要となります。

### 1. 市町村国保・後期高齢者医療・介護保険の被保険者（令和3年1月～）

【免除期間】**令和3年2月28日まで延長**（令和3年3月以降の取扱いは未定）

※ **令和3年1月1日以降、一部負担金等の免除を受けるためには、医療機関の窓口で免除証明書の提示が必要**となります。免除証明書の交付手続きについては、居住地の市町村又は後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

【免除対象】災害救助法の適用市町村に居住する者（下記参照）

八代市、人吉市、上天草市、天草市、芦北町、錦町、湯前町、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、菊池市、玉東町、南関町、和水町、小国町、水俣市、山鹿市、津奈木町、多良木町、水上村、長洲町、南小国町

※ 熊本県医師国保組合、熊本県歯科医師国保組合の被保険者も上記と同様の取扱いになります。

※ 水俣市、山鹿市、多良木町、南小国町は、有効期間を更新した免除証明書を今月中に対象者宛へ郵送することになっていますが、有効期間を更新した免除証明書が対象者に届くまでの間は、引き続き旧免除証明書を使用できます。

### 2. 協会けんぽの被保険者又は被扶養者（令和3年1月～）

【免除期間】**令和3年3月31日まで延長**（令和3年4月以降の取扱いは未定）

※ **令和3年1月1日以降、一部負担金等の免除を受けるためには、医療機関の窓口で免除証明書の提示が必要**となります。免除証明書の交付手続きについては協会けんぽ熊本支部（電話：096-340-0260）へお問い合わせください。

【免除対象】災害救助法の適用市町村に居住する者（上記「1」参照）  
（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む）

※ 上記以外の保険者（各健康保険組合等）についても一部負担金等が免除される場合があります。詳細は各保険者へお問い合わせください。

<出典>

熊本県ホームページ「国保・後期高齢者医療保険者、保険医療機関、保険薬局の皆様へ」

[https://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_20227.html?type=top](https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_20227.html?type=top)

・令和2年12月22日 厚労省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課（事務連絡）  
「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その8）」

熊本県ホームページ「被災された方は病院等の窓口負担なしで受診できます」

[https://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_34569.html](https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34569.html)